

第 1 章 安中市環境基本計画が果たす役割

(計画の基本的事項)

1-1 計画の目的

1-2 計画の位置づけと役割

1-3 計画の期間

1-4 計画が対象とする環境の範囲

1-5 計画の推進に向けて

- 1 市民・事業者・市の協働による環境の保全と創造に向けて
- 2 計画の推進・進行管理に向けて

1-6 計画の構成



1-1 計画の目的

安中市は、碓氷川や九十九川に代表される河川をはじめ、碓氷湖や妙義湖などの湖、磯部温泉、妙義山などの自然に恵まれ、歴史・文化遺産も数多く残されるなど、快適な生活環境を維持してきました。

しかし、近年の都市化の進展や大量生産・消費を前提とした社会構造は、便利で豊かな暮らしをもたらす一方、廃棄物の大量発生やエネルギーの大量使用などに伴う環境負荷[※]の増大により、豊かな里山[※]や田園などの自然環境の荒廃や大気・水・土壌の汚染リスク[※]増大などの地域の環境問題をはじめ、地球温暖化などの問題を引き起こしています。

これらの環境問題は、これまでの公害問題[※]と同じ側面を持つものもありますが、近年は地球温暖化問題のように加害者と被害者の区分が明確でなく、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境負荷の増大に起因する問題も多くなってきており、影響範囲が地域から地球規模まで広がり、長期的に深刻な影響を与える可能性が高く、私たちの暮らしにも、そのさまざまな影響が及んできています。

このため、安中市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、本市の望ましい環境像を明らかにし、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する施策を総合的・計画的に推進するとともに、市民・事業者・市が共通の理念と方針を共有し、協働して、環境の保全等に取り組んでいくことにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を図り、持続可能な社会を形成していくことを目的としています。

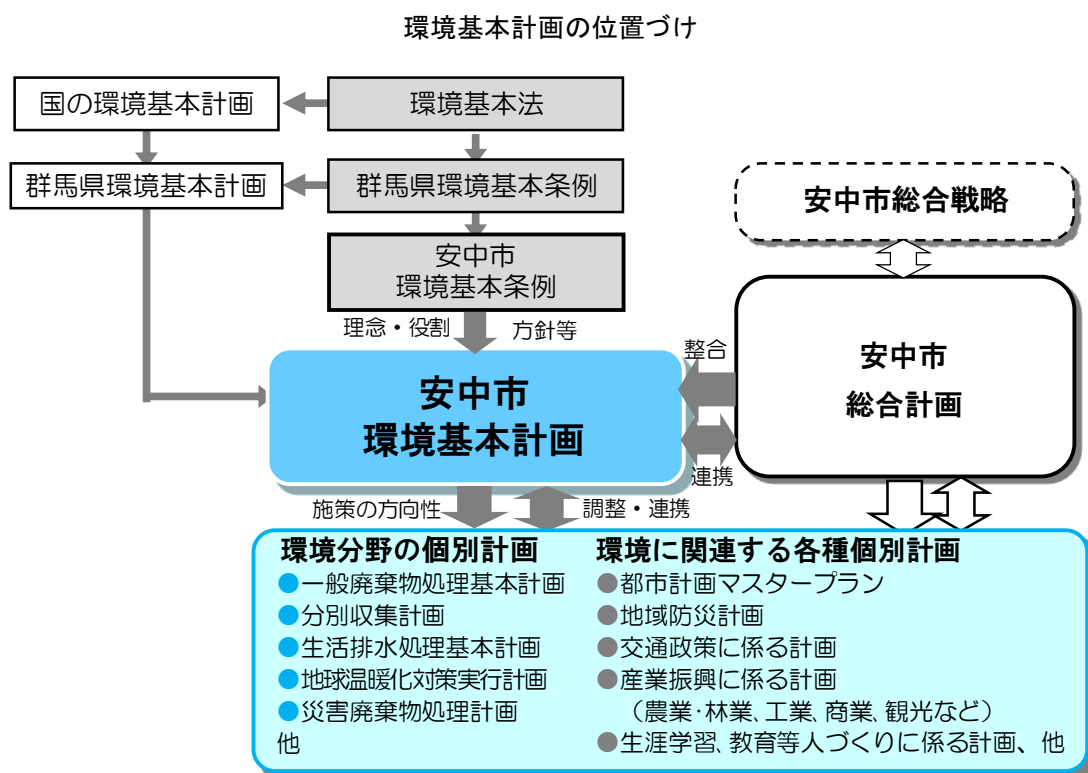


1-2 計画の位置づけと役割

本計画は、「安中市環境基本条例」に基づき策定されるもので、環境行政における最上位の計画に位置づけられます。

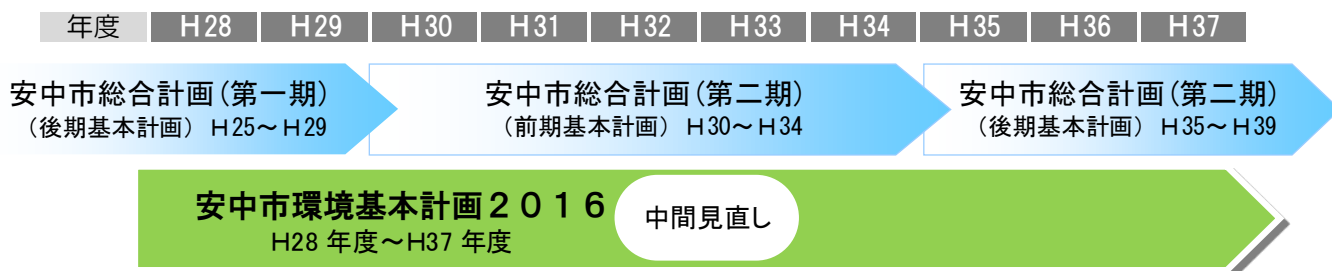
また、安中市総合計画の将来像を環境面において実現し、総合計画を環境面から支えていくものとします。

このため、他の環境に関する各種個別計画や事業計画との整合・連携・調整を図り、各種施策の環境面からの基本的方向を示すものとします。



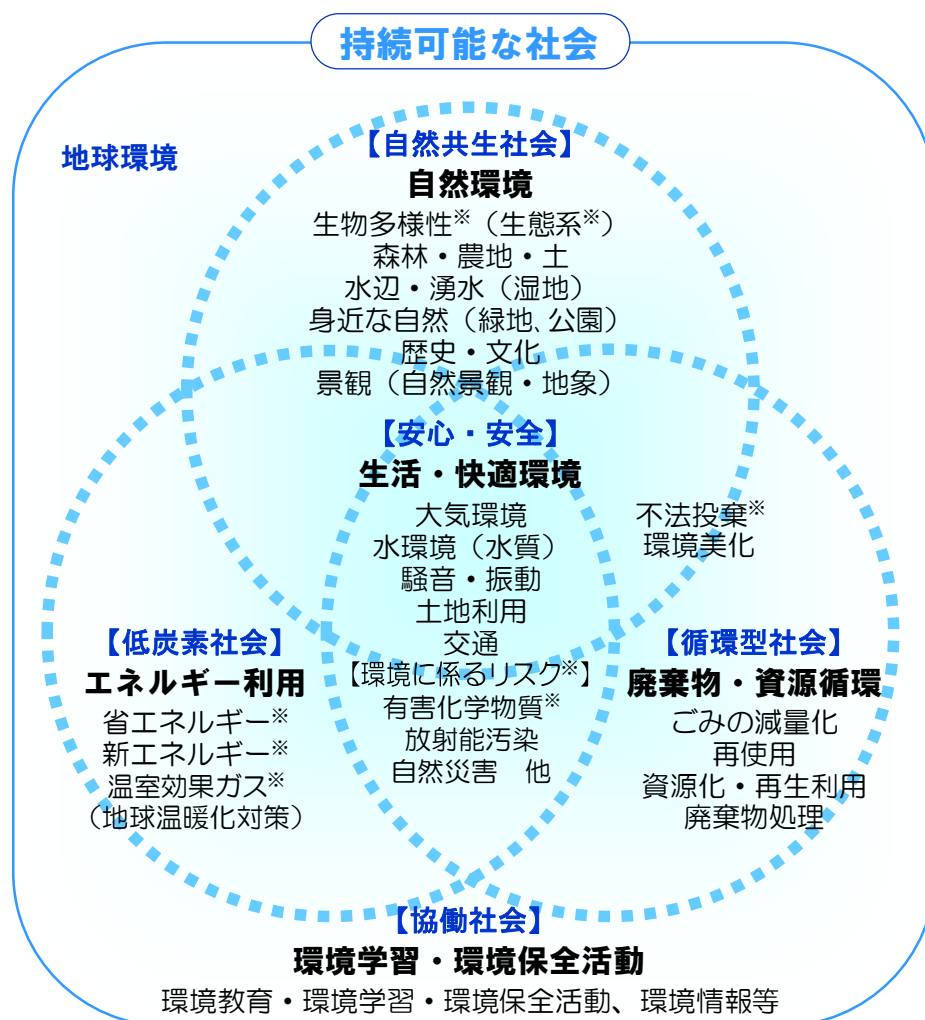
1-3 計画の期間

本計画の全体の目標期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。なお、社会情勢や環境の変化を踏まえ、概ね5年ごとに施策の見直しを図り、柔軟な対応を図っていくものとします。



1-4 計画が対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、国や県の環境政策との連携及び市民・事業者・市の社会・経済活動に関わる環境要素を考慮し、以下に示すとおりとします。



地球環境保全への貢献

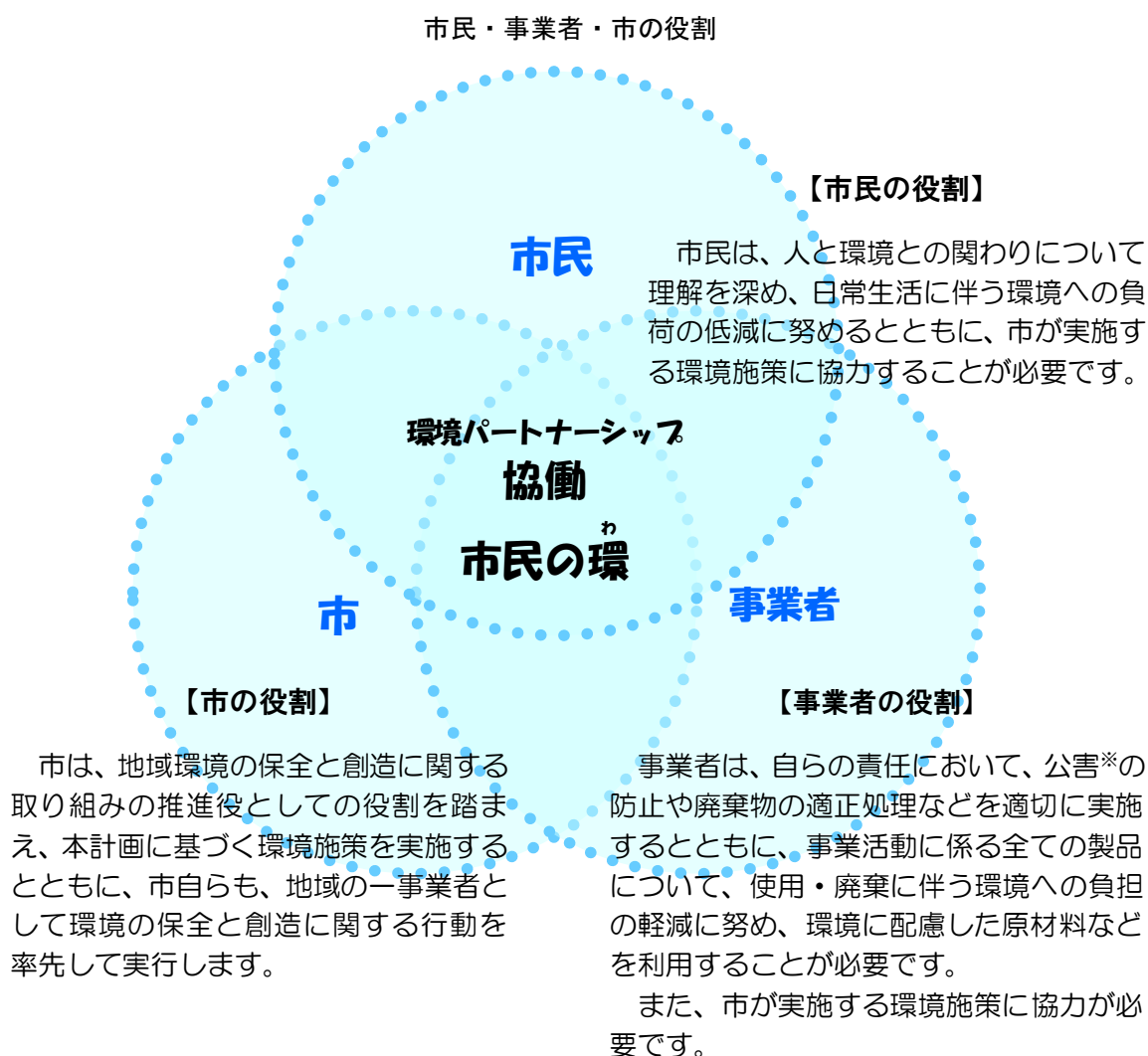
環境分野	環境要素
自然環境	生物多様性※（生態系※）、森林・農地・土、水辺・湧水（湿地）、身近な自然（緑地、公園）、歴史・文化、景観（自然景観・地象）
生活・快適環境	大気環境、水環境（水質）、騒音・振動、土地利用、交通 環境に係るリスク※（有害化学物質※、放射能汚染、自然災害）、他
廃棄物・資源循環	ごみの減量化、再使用、資源化・再生利用、廃棄物処理
エネルギー利用	省エネルギー※、新エネルギー※、温室効果ガス※（地球温暖化対策）
環境学習 環境保全活動	環境教育・環境学習、環境保全活動、環境情報など

1-5 計画の推進に向けて

1 市民・事業者・市の協働による環境の保全と創造に向けて

本計画を着実に推進していくためには、「安中市環境基本条例」に定めるように、市民・事業者・市の三者が、それぞれの役割と責務に応じて、主体的に環境配慮行動を実践していくことが重要となります。

また、環境はさまざまな分野とも密接に関連しているため、本市の環境を、より快適で、安心して子育てや暮らしができる誇れる環境としていくためには、市民・事業者・市が環境パートナーシップのもとに協働し、自然と共生した環境負荷※の少ない持続可能なまちづくりを一緒に進めていくことが大切です。



市民・事業者・市の役割：詳細は「安中市環境基本条例」を参照

2 計画の推進・進行管理に向けて

(1) 計画の推進体制

本計画の実効性を高め、望ましい環境像を着実に実現していくために、市民・事業者・市の三者がそれぞれの役割を明確に認識し、自主的あるいは協働で取り組みを実践するための仕組みづくりに努めます。

● 安中市環境審議会

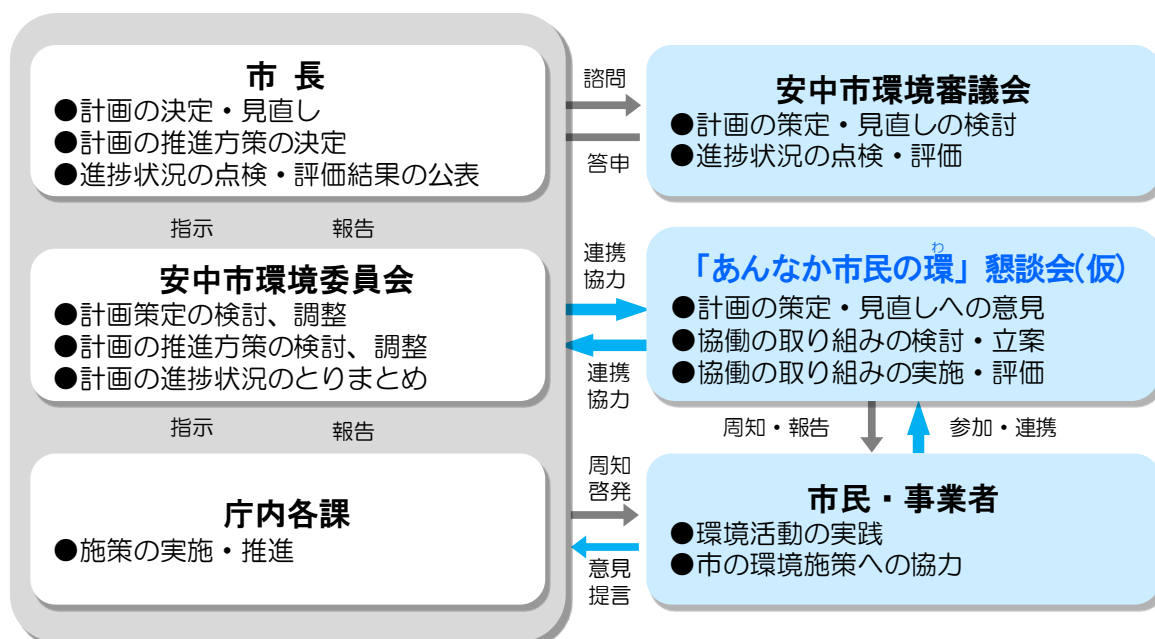
安中市環境基本条例第20条に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な事項について、専門的かつ広範な視点から調査・審議を行う機関として安中市環境審議会が設置されています。本組織は、市民や事業者、知識経験を有する者の代表から構成されており、公正な立場から本計画の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて課題や実施方針などに関する提言を行います。

● 安中市環境委員会

本計画に掲げた施策の効果的推進及び全庁的な合意形成を図るため、庁内各課の職員で構成される安中市環境委員会のもと、各課の横断的な連携のもと総合的かつ計画的に環境施策を推進します。また、計画の進捗状況をとりまとめ、市長に報告します。

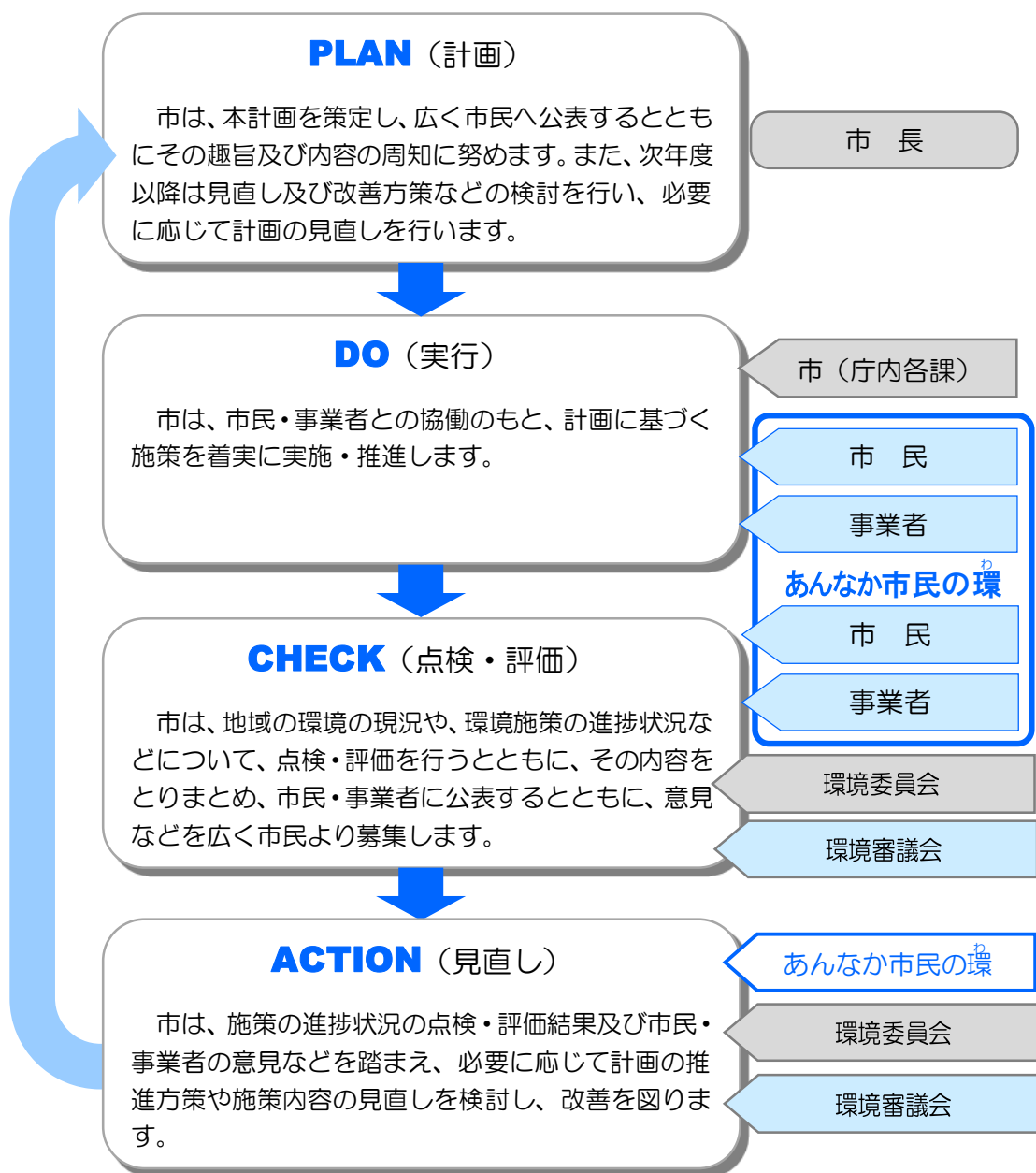
● 「あんなか市民の環^わ」懇談会（仮）

本計画に掲げた協働による重点的取り組み（協働プロジェクト）を推進していくために、市民・事業者・団体などからなる「あんなか市民の環^わ」懇談会（仮）を開催するなど、環境課題や取り組みへの共通理解を深め、市と連携して各取り組みの効果的な展開をめざしていくものとします。また、協働の取り組みの進捗状況を整理し、取り組みの具体的な内容や新たな取り組みなどについて市に提案していきます。



(2) 計画の進行管理

計画に基づく施策を確実に実行し、実効的かつ継続的に計画を推進していくため、環境マネジメントシステム（EMS）※におけるPDCAサイクルを基本とした取り組みの進行管理を行います。



1-6 計画の構成

本計画の構成を以下に示します。

